

沼田市獣害防止柵補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者が有害獣による農作物への被害を防止する対策を講じた場合、予算の範囲内で経費の一部について沼田市獣害防止柵補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付に関しては、沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 交付の対象となるのは、資材購入及び申請時において沼田市内に住所かつ農地を有し、獣害対策を実施する営農意欲のある農業者及び団体とする。

(補助対象事業費)

第3条 補助対象事業費は、次の各号に掲げる有害獣から農作物被害を防止するため、補助金の交付を受けたことのない農地の対策に要する資材購入費とする。

- (1) ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンカモシカ、イノシシ、ニホンザル、ハクビシン
- (2) 市長が必要と認めた有害獣

(補助金額)

第4条 補助金の額は、防止柵の設置に必要な資材の購入に要する費用の2分の1以内（算出した額に1千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、限度額については次の表のとおりとする。

| 申請区分 | 限度額 |
|----------------------------|------|
| 2世帯以上で構成する団体で連続するほ場に防止柵を設置 | 10万円 |
| 1世帯で防止柵を設置 | 5万円 |

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、資材購入日から1年以内に補助金等交付申請書（別記様式第1号）に位置図、防止柵資材費の領収書を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書を受領し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金等交付指令書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事業完了及び実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者は、申請年度の3月末日までに事業を完了させ、完了した日から10日以内に獣害防止柵事業実績報告書(別記様式第3号)に位置図及び設置状況写真を添えて市長に提出し、設置確認検査を受けなければならない。

(補助金の交付)

第8条 前条の規定による検査終了後、補助金等交付請求書(別記様式第4号)による申請者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。